

【公共施設等の対応及びイベント等の開催に対する戸田市の方針】

令和4年3月18日適用

政府対策本部による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の終了の公示及び埼玉県によるまん延防止等重点措置の終了を受け、戸田市における公共施設等の対応及びイベント等の開催について、以下のとおりとする。

【公共施設等の対応】

令和4年3月22日以降は、戸田市所管の公共施設については、徹底した感染症防止対策を十分に講じることを条件に開館する。

【イベント等の開催】

令和4年3月22日以降は、市主催（共催、指定管理者含む）の市民が参加するイベント・行事は、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。